

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	津市 一人親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、一人親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	一人親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	津市福祉医療費等の助成に関する条例に基づく一人親家庭等医療費助成に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格の認定、更新 ・医療費の助成 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る津市一人親家庭等医療費助成に関する事務＞
③システムの名称	宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)福祉医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1 3の項 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1 3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険医療助成課
②所属長の役職名	医療助成担当副参事
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部保険医療助成課 福祉医療費担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3158
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、一人親家庭等医療費助成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I－4－② 法令上の根拠	番号法第19条第14号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第14条第1号イ	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第8号イ	事後	
平成29年6月1日	I－5－② 所属長	保険医療助成課長 川邊 勝利	保険医療助成課長 松下 康典	事後	
平成29年6月1日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	I－5－② 所属長	保険医療助成課長 松下 康典	保険医療助成課長	事後	
令和1年5月31日	I－7 請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1	事後	
令和1年5月31日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	IVリスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式による
令和2年5月29日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月30日時点	事後	
令和2年5月29日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	I－4－② 法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第8号イ	（情報照会の根拠） 番号法第19条第9号及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9号イ	事後	
令和4年5月30日	I－5－② 所属長	保険医療助成課長	医療助成担当副参事	事後	
令和4年5月30日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和4年5月10日時点	事後	
令和4年5月30日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月30日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月10日時点	令和5年5月15日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月18日	I－1－② 事務の概要	津市福祉医療費等の助成に関する条例に基づく一人親家庭等医療費助成に関する事務における宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中番号法第9条第2項	津市福祉医療費等の助成に関する条例に基づく一人親家庭等医療費助成に関する事務における宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中番号法第9条第2項	事前	
令和6年9月18日	I－1－③ システムの名称	宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中番号法第9条第2項	宛名・口座システム、福祉医療システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中番号法第9条第2項	事前	
令和6年9月18日	I－3 法令上の根拠	津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第14条第1号イ	津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第8号イ	事前	
令和6年9月18日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月15日時点	令和6年7月31日時点	事後	
令和6年9月18日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年7月31日時点	事後	
令和6年9月18日	IV－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	
令和8年9月4日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月31日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年9月4日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月31日時点	令和8年4月1日時点	事後	